

伊丹市空き店舗出店促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は，中心市街地に存在する空き店舗への出店者に対し，予算の範囲内において，空き店舗の出店に係る費用の一部を補助することによって，中心市街地の商業の振興と，にぎわいの創出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号の定めるところによる。

- (1) 空き店舗 過去に商業活動に供され，営業されていた物件であり，賃貸借契約が終了してから180日以上経過しているものとする。ただし，店舗の契約終了後，住居や倉庫等として利用し，当該店舗に出店できない状態となっていた期間がある場合には，その期間は，空き店舗の経過期間に含めないものとする。
- (2) 中心市街地 市域のうち，伊丹市宮ノ前1～3丁目，西台1～5丁目，中央1～6丁目および伊丹1～3丁目とする。
- (3) チャレンジショップ 新規出店を希望する事業者に対して，期間を定めて貸し出す店舗をいう。

(補助の対象)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象は，中心市街地の空き店舗に出店する者とし，次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める業種のうち，別表に掲げる業種を営む事業者であること。ただし，不動産賃貸業（貸家業，貸間業を除く）において，市長が認める組織等が主体となり，中心市街地においてチャレンジショップを営む場合はこの限りでない。なお，チャレンジショップ内に新規出店する事業者においては，本条第4号及び第5号を除く各号のいずれにも該当するものとする。
- (2) 当該店舗を一日あたり6時間以上（うち午前11時から午後3

- 時までの間で3時間以上) 営業すること。
- (3) 市, 商店街等, まちづくり会社等が行う中心市街地のにぎわいづくりに積極的に参加すること。
 - (4) 地域経済団体や商店街等への加盟に努めること。
 - (5) 店舗開店後1年以内に, 伊丹市創業支援事業計画に係る講座等を受講し, 特定創業支援事業証明書の発行を受けること。
 - (6) 補助対象期間終了後も, 概ね5年以上継続して当該店舗での営業を行うこと。
 - (7) この要綱の規定により補助金を受けようとする事業について, 市からの補助を条件としない国又は県等からの補助金の交付を受けていないこと。
 - (8) 第8条, 第9条及び第11条に規定する審査の対象となる事項について, 法令等に違反していないこと。
 - (9) 市町村税を滞納していないこと。
 - (10) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定される業種でないこと。
 - (11) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行わないこと。
 - (12) フランチャイズチェーン事業でないこと。
 - (13) 大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例(平成17年兵庫県条例第40号)第2条第1項に規定する大規模集客施設のテナントへの出店でないこと。
 - (14) 既に中心市街地において店舗を営業している者が, 既存店舗を閉店させて新規営業を行う場合および, 新規店舗を出店後, 補助期間が終了する以前に既存店舗を閉店させた場合でないこと。
 - (15) 空き店舗貸主の3親等以内の親族や, 貸主経営会社の役員でないこと。
 - (16) 店舗開店後, 1箇月以内に伊丹市地域通貨制度(いたみんポイント)の加盟店舗に登録し, 補助対象期間内において継続すること。
 - (17) 過去に伊丹市商店街等活性化事業補助金(空店舗活用事業)の

交付を受けた店舗の移転等でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、家賃、管理費、共益費およびそれに係る消費税として支払う金額とする。ただし、住居や倉庫等として利用している部分がある場合は、その部分については補助の対象外とする。

2 前項の規定にかかわらず、1箇月のうち15日を超える日数の間、店舗を休業した場合にあっては、該当月にかかる経費は補助の対象外とする。

(補助対象期間)

第5条 補助期間は3年を限度とし、営業開始日の属する月の翌月より補助対象とする。ただし、平成28年度に交付決定された店舗については5年、平成29年度に交付決定された店舗については4年を限度とする。

(補助率および補助限度額)

第6条 補助率は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以内とする。ただし、一年度につき500,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該経費について、市からの補助を条件とした国又は県等からの補助金の交付を受けている場合の補助金の額は、国又は県等が規定する額とする。ただし、前項に掲げる額を超える場合は、前項に掲げる額とする。

3 第1項および第2項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定に該当する場合は、補助限度額を当該年度の入居月数で除したものに補助対象の月数を乗じた額を限度とする。

(補助金の申請)

第7条 新たに空き店舗に出店し、補助金の交付を申請しようとする者は、営業開始前までに、伊丹市空き店舗出店促進事業補助金交付申請書（様式第1号 - ①）に必要な書類を添付し、市長に提出するものとする。

2 前年度に交付決定を受け、事業を継続して当該補助金の交付を申

請しようとする者は，市長が別に定める期日までに，伊丹市空き店舗出店促進事業補助金交付申請書（様式第1号 - ②）に必要な書類を添付し，市長に提出するものとする。

（補助金の交付可否決定）

第8条 市長は，前条の申請書を受理したときは，その内容を審査のうえ，補助金の交付の可否を決定し，伊丹市空き店舗出店促進事業補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により，当該申請者に通知するものとする。

2 市長は，前項の規定により補助金の交付を決定する場合において，補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは，当該交付可否決定に条件を付することができる。

3 市長は，必要があると認めるときは，専門家の意見を聴くことができる。

（申請内容の変更等）

第9条 第7条各項に規定する申請書を提出した後において，事業の一部を変更し，又は中止，廃止しようとするときは，伊丹市空き店舗出店促進事業補助金（変更・中止・廃止）届（様式第3号）に必要な書類を添えて，速やかに市長に提出しなければならない。ただし，消費税率の変更に伴う家賃等の変更については，この限りではない。

2 市長は，前項の規定による届を受理したときは，その内容を審査し，伊丹市空き店舗出店促進事業補助金（変更・中止・廃止）（承認・否認）書（様式第4号）により，当該届者に通知するものとする。

（完了報告）

第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付可否決定を受けた者（以下「補助金交付対象者」という。）は，当該事業完了後，市長が定めた期日までに，伊丹市空き店舗出店促進事業完了報告書（様式第5号）に必要な書類を添付し，市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の事業完了報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、伊丹市空き店舗出店促進事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により、補助金交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知書を受けた者は、速やかに、伊丹市空き店舗出店促進事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。

2 補助金の交付は、前項による審査終了後速やかに、当該補助金交付対象者が指定する金融機関の補助金交付対象者本人の預金口座に振り込む方法により行う。ただし、補助金交付対象者による委任状がある場合は、この限りでない。

(補助金の取り消し)

第14条 市長は、補助金交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき

(2) その他この要綱の規定に違反したとき

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により交付決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取り消しにかかる補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(調査等)

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、当該担当職員に、関係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(細則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(補助申請の期日)

2 この要綱における補助金の申請の期日は、令和3年3月31日までとする。ただし、前年度に交付決定を受けて事業を継続している場合には、この限りでない。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和6年3月31日を以って、その効力を失うものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(補助対象の例外)

2 第3条第1項の規定にかかわらず、前年度までに補助金の最初の交付決定を受けた者が、継続して事業を実施する場合は、この要綱による補助金の対象とする。なお、補助金の交付に係る要件は、最初の交付決定を受けた際に付された要件を適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(補助対象の例外)

2 第3条第1項の規定にかかわらず、前年度までに補助金の最初の交付決定を受けた者が、継続して事業を実施する場合は、この要綱による補助金の対象とする。なお、補助金の交付に係る要件は、最初の交付決定を受けた際に付された要件を適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 2 7 日から施行する。

(補助率および補助限度額)

- 2 伊丹市新型コロナウイルス感染症に係る事業所等賃料補助金交付要綱に基づく補助金の対象となっている者にあつては、同要綱第 4 条第 1 項に規定する補助金の額を、この要綱に基づく補助対象経費から控除する。

(補助対象経費)

- 3 第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 5 月 3 1 日の期間中に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休業を行った場合や営業時間の短縮を行った場合は補助の対象外とはしない。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

大分類	中分類	備考
I 小売業	56 各種商品小売業	小分類 560を除く
	57 織物・衣服・身の 回り品小売業	小分類 570を除く
	58 飲食料品小売業	小分類 580を除く
	59 機械器具小売業	小分類 590を除く
	60 その他の小売業	小分類 600を除く
M 飲食サービス業	76 飲食店	小分類 760, 766を除く
	77 持ち帰り・配達飲 食サービス業	小分類 770を除く
N 生活関連サービス業	78 洗濯・理容・美 容・浴場業	小分類 780を除く
	79 その他の生活関連 サービス業	小分類 790, 792, 795, 796 を除く

(様式第 1 号 - ①)

伊丹市空き店舗出店促進事業補助金交付申請書

年 月 日

伊丹市長 様

所在地

氏名 (法人名)

代表者 (法人の場合)

※

電話

(※) 本人 (代表者) が、自署しない場合は、記名押印してください。法人の場合は、記名押印してください。

伊丹市空き店舗出店促進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。なお、市税について課税及び納税状況の閲覧等の調査を行うことに同意します。

記

1. 対象店舗の概要

所在地	伊丹市
店舗名	
業種	日本標準産業分類 中分類 ()
家賃	月額 円 (消費税・管理費・共益費含む)
空き店舗期間	年 月 日 ~ 年 月 日
営業開始日	年 月 日 (確定・予定)

2. 補助金交付申請額

円

3. 添付書類

- (1) 事業計画書 (新規) 【別紙 1-1】
- (2) 誓約書 【別紙 2-1】
- (3) 空き店舗期間証明書 【別紙 3】
- (4) 店舗位置図
- (5) 店舗レイアウト図
- (6) 賃貸借契約書の写し
- (7) 許認可証の写し (許認可が必要な業種の場合)
- (8) 本人確認書類 (登記簿謄本等, 運転免許証等) のコピー
- (9) その他市長が特に必要と認める書類

以上

(様式第1号-②)

伊丹市空き店舗出店促進事業補助金交付申請書

年 月 日

伊丹市長 様

所在地

氏名 (法人名)

代表者 (法人の場合) ※

電話

(※) 本人 (代表者) が、自署しない場合は、記名押印してください。法人の場合は、記名押印してください。

伊丹市空き店舗出店促進事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。なお、市税について課税及び納税状況の閲覧等の調査を行うことに同意します。

記

1. 対象店舗の概要

所在地	伊丹市
店舗名	
業種	日本標準産業分類 中分類 ()
家賃	月額 円 (消費税・管理費・共益費含む)

2. 補助金交付申請額

円

3. 添付書類

- (1) 事業計画書 (継続) 【別紙 1-2】
- (2) 誓約書 【別紙 2-2】
- (3) 店舗位置図
- (4) 店舗レイアウト図
- (5) 賃貸借契約書の写し
- (6) 許認可証の写し (許認可が必要な業種の場合)
- (7) 本人確認書類 (登記簿謄本等, 運転免許証等) のコピー
- (8) その他市長が特に必要と認める書類

※2年目以降の継続申請時は変更点がない場合に限り(3)~(6)は省略可

以上

(様式第 2 号)

伊丹市空き店舗出店促進事業補助金交付可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊丹市長

年 月 日付で申請のありました伊丹市空き店舗出店促進事業補助金の交付について、同要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付の可否

可・否（理由： ）

2 交付予定額

円

3 その他

- ・この通知書は、補助金交付の可否を決定するものであり、補助金の交付を保証するものではありません。補助金は、予算の範囲内での交付となります。
- ・事業完了後は、必要な書類を添付の上、伊丹市空き店舗出店促進補助完了報告書（様式第 5 号）を速やかにご提出下さい。なお、提出が遅れると、補助金を交付できない場合がありますので、ご注意下さい。

以上

(様式第3号)

伊丹市空き店舗出店促進事業補助金(変更・中止・廃止)届

年 月 日

伊丹市長様

所在地

氏名(法人名)

代表者(法人の場合)

※

電話

(※)本人(代表者)が、自署しない場合は、記名押印してください。法人の場合は、記名押印してください。

年 月 日付で申請しました伊丹市空き店舗出店促進事業補助金について、下記の理由により(変更・中止・廃止)したいので、承認願いたく、同要綱第9条第1項の規定により届け出ます。

記

1 (変更・中止・廃止)の事由

2 (変更・中止・廃止)の内容

以上

(様式第4号)

伊丹市空き店舗出店促進事業補助金(変更・中止・廃止)届
(承認・否認)書

第 号
年 月 日

様

伊丹市長

年 月 日付で届出のありました伊丹市空き店舗出店促進事業補助金(変更・中止・廃止)届について、同要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 承認の可否

承認・否認(理由:)

2 承認内容

3 変更後の交付予定額 円

4 その他

- ・この通知書は、届出内容を認めるものであり、補助金の交付を保証するものではありません。補助金は、予算の範囲内での交付となります。
- ・事業完了後は、必要な書類を添付の上、伊丹市空き店舗出店促進事業完了報告書(様式第5号)を速やかにご提出下さい。なお、提出が遅れると、補助金を交付できない場合がありますので、ご注意下さい。

以上

(様式第5号)

伊丹市空き店舗出店促進事業完了報告書

年 月 日

伊丹市長 様

所在地

氏名 (法人名)

代表者 (法人の場合)

※

電話

(※) 本人 (代表者) が、自署しない場合は、記名押印してください。法人の場合は、記名押印してください。

伊丹市空き店舗出店促進事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業期間

年 月 日 ~ 年 月 日

2 事業完了日

年 月 日

3 添付書類

- (1) 家賃支払証明書類 (領収書・通帳等の写し, 家賃支払証明書)
- (2) 市町村税の納税証明書
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

以上

(様式第 6 号)

伊丹市空き店舗出店促進事業補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

伊丹市長

年 月 日付で完了報告のありました伊丹市空き店舗出店促進事業補助について、同要綱第 11 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定額

円

2 その他

この通知書を受けた後は、伊丹市空き店舗出店促進事業補助金交付請求書（様式第 7 号）を速やかにご提出下さい。なお、提出が遅れると、補助金を交付できない場合がありますので、ご注意下さい。

以上

(様式第7号)

伊丹市空き店舗出店促進事業補助金交付請求書

年 月 日

伊丹市長 様

所在地

氏名 (法人名)

代表者 (法人の場合)

※

電話

(※) 本人 (代表者) が、自署しない場合は、記名押印してください。法人の場合は、記名押印してください。

年 月 日付 第 号で伊丹市空き店舗出店促進事業補助金交付額確定の通知がありましたので、伊丹市空き店舗出店促進事業補助金交付要綱第12条の規定により補助金を請求します。

記

1 補助金請求金額

円

2 振込先金融機関名・支店名

3 口座種類

普通 ・ 当座

4 口座番号

5 口座名義人

(フリガナ)

以上